

令和5年度那須烏山市障がい者優先調達推進方針

令和5年6月19日

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障がい者優先調達の一層の推進を図る。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所等

ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

イ 地域活動支援センター

ウ 生活介護事業所

エ 就労移行支援事業所

オ 就労継続支援事業所（A型・B型）

(2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所の要件

① 障がい者の雇用者数が5人以上

② 障がい者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者

(在宅就業障がい者)

イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体 (在宅支援団体)

5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

(1) 物品

- ・食品類 (菓子、パン等)
- ・普及・啓発用品類
- ・日用品類 (被服、旗類等)
- ・農作物類 (花苗、野菜苗、プランター等)
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ・資源回収作業 (事業系ごみ回収等)
- ・印刷物類 (報告書、広報誌、リーフレット、ちらし等)
- ・施設・公園等の除草・清掃作業
- ・軽作業 (袋詰め、封入、包装等)
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達の推進方法

- (1) 年度毎に、前年度の調達実績や当該年度の調達予定を勘案して、当該年度に調達する物品等についての目標を健康福祉課において策定の上、実施する。
- (2) 障害者総合支援法に基づく事業所等に係る物品等の情報収集及び受発注調整に当たっては、市役所各部署に周知の上、発注推進を図るものとする。
- (3) 障害者就労施設等から提供可能な物品等については、当該施設等からの情報をもとに情報提供する。

7 調達方針及び調達実績の公表

調達方針及び調達実績については、翌年度に概要を取りまとめのうえ、市ホームページにより公表する。

8 調達の目標

令和5年度の調達目標を、次のとおり設定する。

目標額	4,080,000円	(内訳)・物品	380,000円
		・役務	3,700,000円

9 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。